求職者・労働者の皆様へ（改正）

労働条件を書面で確認しましょう。
平成 25 年 4 月より、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となります。

実際の労働条件は、応募される方の能力や経験を踏まえて決定されることが多いことから、ハローワークの求人票、求人広告・求人雑誌等に記載されている労働条件には幅があります。

このため、使用者が、労働者を雇用する際に交付する**労働条件通知書（労働基準法第１５条、労働基準法施行規則第５条）で、あなたの労働条件を確認しましょう。（労働条件通知書の見本は裏面をご覧ください。）**労働条件通知書には少なくとも**①労働契約の期間、①-２期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準、②就業の場所・従事する業務の内容、③労働時間（始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間）や休日・休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項、④賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切、支払の時期に関する事項、⑤退職に関する事項**は記載することとなっています。

また、短時間労働者（パートタイム労働者）を雇い入れる事業場は、**パートタイム労働法第６条**の規定により、**「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」（裏面の「労働条件通知書」右側の「賃金」項目８～10（四角の点線で囲った部分））**を書面に明示することも義務づけられています。

労働条件通知書・求人票等に関してのご質問については、以下へお問い合わせください。

労働条件通知書（労働基準法）に関するお問い合わせ	愛媛労働局労働基準部監督課	０８９（９３５）５２０３
	松山労働基準監督署	０８９（９１７）５２５０
	新居浜労働基準監督署	０８９７（３７）０１５１
	今治労働基準監督署	０８９８（３２）４５６０
	八幡浜労働基準監督署	０８９４（２２）１７５０
	宇和島労働基準監督署	０８９５（２２）４６５５
ハローワークの求人票に関するお問い合わせ	愛媛労働局職業安定部職業安定課	０８９（９４３）５２２１
	ハローワーク松山	０８９（９１７）８６０９
	ハロワークプラザ松山	０８９（９１３）７４０１
	ハロワーク今治	０８９８（３２）５０２０
	ハローワーク八幡浜	０８９４（２２）４０３３
	ハローワーク宇和島	０８９５（２２）８６０９
	ハローワーク新居浜	０８９７（３４）７１００
	ハローワーク西条	０８９７（５６）３０１５
	ハローワーク四国中央	０８９６（２４）５７７０
	ハローワーク大洲	０８９３（２４）３１９１
パート労働法に関するお問い合わせ	愛媛労働局雇用均等室	０８９（９３５）５２２２

愛媛労働局

労働基準監督署・ハローワーク

愛媛労働局ホームページ　URL:http://ehime-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

（一般労働者用；常用、有期雇用型）

労働条件通知書

年　　月　　日 ＿＿＿＿＿＿＿＿殿 事業場名称・所在地 使 用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1　契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（　　）] 2　契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量　・勤務成績、態度　・能力 ・会社の経営状況　・従事している業務の進捗状況 ・その他（　　）
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1　始業・終業の時刻等 (1) 始業（　　時　　分）　終業（　　時　　分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　） 始業（　時　分）　終業（　時　分）　（適用日　　） (3) ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ（始業）　時　分から　時　分、 （終業）　時　分から　時　分、 ｺｱﾀｲﾑ　時　分から　時　分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（　時　分）終業（　時　分） (5) 裁量労働制；始業（　時　分）　終業（　時　分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条 2　休憩時間（　　）分 3　所定時間外労働の有無（　有　，　無　）
休　　日	・定例日；毎週　　曜日、国民の祝日、その他（　　） ・非定例日；週・月当たり　　日、その他（　　） ・１年単位の変形労働時間制の場合－年間　　日 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
休　　暇	1　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　日 継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無） →　か月経過で　　日 時間単位年休（有・無） 2　代替休暇（有・無） 3　その他の休暇　有給（　　） 無給（　　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条

（次頁に続く）

賃　　金	1　基本賃金　イ　月給（　　円）、ロ　日給（　　円） ハ　時間給（　　円）、 ニ　出来高給（基本単価　　円、保障給　　円） ホ　その他（　　円） ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 2　諸手当の額又は計算方法 イ（　手当　　円　／計算方法：　　） ロ（　手当　　円　／計算方法：　　） ハ（　手当　　円　／計算方法：　　） ニ（　手当　　円　／計算方法：　　） 3　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ　所定時間外、法定超　月６０時間以内（　　）％ 月６０時間超　（　　）％ 所定超　（　　）％ ロ　休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％ ハ　深夜（　　）％ 4　賃金締切日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 5　賃金支払日（　　）－毎月　日、（　　）－毎月　日 6　賃金の支払方法（　　） 7　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無　，有（　　）） 8　昇給（時期等　　） 9　賞与（　有（時期、金額等　　）　，　無　） 10　退職金（　有（時期、金額等　　）　，　無　）
退職に関する事項	1　定年制　（　有　（　　歳）　，　無　） 2　継続雇用制度（　有（　　歳まで）　，　無　） 3　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること） 4　解雇の事由及び手続 （　　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条
そ　の　他	・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金　その他（　　）） ・雇用保険の適用（　有　，　無　） ・その他（　　） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。

※　以上のほかは、当社就業規則による。

※　労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。